

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課(室) 県土づくり本部農山漁村課

法令名	公有水面埋立法	法令の番号	大正10年法律第57号						
許認可等の種類	出願事項の変更の許可	根拠条項	第13条の2第1項						
審査基準	<p>1. 公有水面埋立法第4条第1項及び第2項、公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)第7条、公有水面埋立法施行規則(昭和49年運輸省令第1号、建設省令第1号)第5条及び第6条による。</p> <p>2. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記の1(3)から(5)、記の3及び記の4(1)による。</p> <p>3. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記の1から4による。</p>								
	受付機関	農林事務所 土木事務所	処理機関	農山漁村課	交付機関	農林事務所 土木事務所	標準処理期間	30日	目次 NO
					標準経由期間	10日			